

トラックのひろば I S H I K A W A




いしかわ
まちなみ散歩
—
【兼六園】
けんろくえん

TOP NEWS

大規模テロに備え連携を確認～石川県国民保護図上訓練～
新型コロナウイルス関連情報



いしかわまちなみ散歩

石川県の美しい街並みを
ゆったりとトラックで巡ります

今月のSPOT 兼六園



兼六園は、日本三名園の一つとして有名な庭園です。兼六園は江戸時代の代表的な大名庭園として、加賀歴代藩主により、長い歳月をかけて作られてきました。金沢市の中心部に位置し、四季折々の美しさを楽しめる庭園として、多くの県民や世界中の観光客に親しまれています。

兼六園は、「廻遊式」の要素を取り入れながら、様々な時代の庭園手法をも駆使してつくられた庭園です。廻遊式とは、寺の方丈や御殿の書院から見て楽しむ座観式の庭園ではなく、土地の広さを活かして、庭のなかに大きな池を穿ち、築山を築き、御亭や茶屋を点在させ、それらに立ち寄りながら全体を遊覧できる庭園です。周辺には、成巽閣、石川県立美術館、金沢21世紀美術館、石川県政記念しいのき迎賓館などの観光地があり、金沢城公園とも繋がっています。

直通ダイヤル



代表
076-239-2511

助成・融資事業
076-239-2284

適正化事業課
076-239-2285

陸災防
076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

3

MARCH
236号

ホームページ



新型コロナウイルス関連



協会ホームページに新型コロナウイルス関連ページ（厚生労働省、石川県）を設置しております。

1 TOPNEWS

大規模テロに備え連携を確認～石川県国民保護図上訓練～

新型コロナウイルス Q&A

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について（厚生労働省）

新型コロナウイルスに関する Q&A（厚生労働省 / 一部抜粋）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（経済産業省）

6 ご案内

中小トラック運送業者向けテールゲートリフター等導入支援事業（国交省）

令和2年度第1回初任運転者指導講習会

動画配信サイトを利用した特殊車両通行許可制度講習会

事故防止等教育用DVD の貸し出し

整備管理者選任前研修

10 2月のおもな NEWS

12 適正化 NEWS

新たに運転者を雇い入れた場合には！

13 業界 NEWS

トラック運送業界の景況（速報）～令和元年10月～12月期～

台風等による異常気象時下における輸送の目安を設定

16 情報コーナー

3月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

19 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

大規模テロに備え連携を確認 ～石川県国民保護図上訓練～

当協会は、2月12日（水）に石川県庁、羽咋市役所で開催された石川県国民保護図上訓練に参加し、石川県内での大規模テロ発生時の緊急対応などについて確認をしました。

訓練は、県警や自衛隊など16機関約170人が参加のもと羽咋市内でテロが発生した想定で行われ、県庁に集まった各機関の担当者らは、刻々と事態が変化する中で、情報共有を図りながら、必要な意思決定やそれに伴う事務手続きなどの手順を確認しました。

当協会は、会員事業者の安否確認や避難所への救援物資輸送に係る車両の手配、物流専門家の派遣準備などについてのシミュレーション訓練を行いました。

当協会は、平成25年4月に国民保護に関する業務計画を策定し、武力攻撃事態等における国民保護措置の確かつ迅速な実施に万全を期すこととなっている。

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。
毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① **感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」**
- ② **ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」**

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？

A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① **風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く**
- ② **強いだるさや息苦しさがある**



・**重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方**に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が**2日程度続いたら**相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① **石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い**
- ② **正しいマスクの着用を含む咳エチケット**
- ③ **高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける**

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の 特例措置の対象事業主の範囲の拡大について（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日より雇用調整助成金について特例措置を講じているところですが、今般、特例措置の対象となる事業主の範囲を拡大をすることとしました。

1 特例措置の対象事業主の範囲の拡大

特例措置の対象となる事業主を、**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主**とします。

【現行の対象事業主の範囲】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主



【拡大後の対象事業主の範囲】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

2 特例措置の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

1 休業等計画届の事後提出を可能とします

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

2 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

3 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

4 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較します。

お問合せ 石川労働局職業対策課または雇用環境・均等室

TEL 076-265-4428、TEL 076-265-4429

新型コロナウイルスに関する Q&A（厚生労働省 / 一部抜粋）

<感染した方を休業させる場合>

労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

<年次有給休暇と病気休暇の取り扱い>

新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。 [新型コロナウイルスに関するQ&A\(企業の方向け\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q3-1)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q3-1

帰国者・接触者相談センター

施設名	管轄地域	TEL FAX
南加賀保健福祉センター	加賀市、小松市、能美市、川北町	0761-22-0796 0761-22-0805
石川中央保健福祉センター	白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町	076-275-2250 076-275-2257
能登中部保健福祉センター	羽咋市、七尾市、中能登町、宝達志水町、志賀町	0767-53-2482 0767-53-2484
能登北部保健福祉センター	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	0768-22-2011 0768-22-5550
金沢市保健所	金沢市	076-234-5106 076-234-5104
石川県健康福祉部健康推進課		076-225-1670 076-225-1444

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（経済産業省）

- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを 5,000 億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

1. 徹底的な資金繰り支援

①セーフティネット保証4号・5号

- ・【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。
（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）
- ・【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。
（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）

②セーフティネット貸付（要件緩和）

- ・売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。
（上限額）中小7.2億円、国民4,800万円
（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動

③衛生環境激変対策特別貸付

- ・一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。
（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円
（基準金利）1.91%又は1.01%※担保等により変動

④金融機関等への配慮要請

- ・事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。

2. サプライチェーン・観光等

○生産性革命推進事業

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。

i. ものづくり・商業・サービス補助

- 国内生産強化等の設備投資を支援
- ・補助率 中小1/2 小規模2/3
 - ・補助上限 1,000万円

ii. 持続化補助

- 小規模事業者の販路開拓を支援
- ・補助率 2/3
 - ・補助上限 50万円

iii. IT導入補助

- IT導入による効率化を支援
- ・補助率 1/2
 - ・補助額 30～450万円

3. 経営環境の整備

①経営相談窓口の開設（1/29～）

- ・中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。

②産業界への下請配慮要請

- ・新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。

③雇用調整助成金

- ・日中間の人の往來の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮するなど、支給要件を緩和。
（助成内容）休業時の休業手当等について、中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。

4. 国内感染対策の側方支援

- 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等）

- 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応

ご案内

中小トラック運送業者向けテールゲートリフター等 導入支援事業（国交省）

予算額	約1億円 (申請が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合があります)		
申請受付期間	令和2年2月20日(木)～3月12日(木)		
補助対象	全ト協が指定する機器で令和元年12月13日～令和2年3月31日の間に、以下の要件で装着・支払等完了したもの。(いずれか1機器のみ申請可) ①事業用自動車を購入し、新たに該当機器を装着したもの。 ②所有車両に該当機器を新たに後付装着し、構造等変更検査を受けたもの。 (中古品、中古車、付け替え等は対象外、2段積みデッキはリース対象外) ※全ト協指定の対象機器は、石ト協・全ト協HPに掲載しています。		
補助額	テールゲートリフター ■垂直式・アーム式/10万円 ■後部格納式・床下格納式 /20万円	トラック搭載クレーン(ユニック) ■大型クラス/70万円 ■中型クラス/60万円 ■小型クラス/50万円	トラック搭載用2段積みデッキ ■デッキ1基につき6万円 (1台当たり上限18万円)
補助上限台数	1事業者につき1台(Gマーク事業者は2台) ※但し、各事業者が申請した1台目を優先して交付決定を行われ 予算超過した場合、予算の範囲内で抽選となります。		
申請方法	<p>【書留郵便又はレターパックのみ】 (公社)全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当宛 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館5階 ※石川県トラック協会への書類受付はできません。</p> <p>申請書及び詳細については、以下のホームページをご覧ください。 [石ト協] http://www.ishitokyo.or.jp : [全ト協] http://www.jta.or.jp</p>		

お問合せ (公社)全日本トラック協会 (補助金担当) TEL 03-3354-1069
(一社)石川県トラック協会 事務局 TEL 076-239-2284

ご案内

令和2年度第1回初任運転者指導講習会

1. 日 時 令和2年4月24日（金）～26日（日）
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 対 象 者 会員事業所の初任運転者に限る

【初任運転者】とは、

新たに雇い入れた運転者で、過去3年間に他の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者。

4. 申込方法 同封の「受講申込書」にて、FAX（076-239-2287）にてお申し込みください。
5. 研修内容

4月24日（金）9：00～16：30

- ・事業用貨物自動車を運転する場合の心構え
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ・事業用貨物自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（関係法令）
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転

4月25日（土）9：00～17：00

- ・過積載の危険性
- ・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ・危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ・日常点検、実車（タイヤチェーンの装着方法等）
- ・健康管理の重要性

4月26日（日）9：00～13：00

- ・貨物の正しい積載方法、実車
- ・トラックの構造上の特性、実車

※その他に「実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導」を20時間以上、自社で行う必要があります。

貸し出しもしております



ドライバー用研修テキストは、
当協会ホームページからダウンロードできます。
<http://www.ishitokyo.or.jp/driver.php>

お問合せ （一社）石川県トラック協会適正化事業課 TEL 076-239-2285

ご案内

動画配信サイトを利用した特殊車両通行許可制度講習会

これまでTV会議システムを使用して当協会会場で実施しておりましたが、今回からはYouTubeを利用した動画配信のみの実施となります。※参加申込は必要ありません。

1. 配信期間 令和2年3月13日(金) 10:00～ 4月3日(金) 17:00(予定)
※動画アップロード時の通信状況の都合等により時間は前後します。
2. 講習内容
 - ・大型車両に関わる最近の法令・通達改正状況について、
 - ・今度の改正について 等
3. 公開ページ 全日本トラック協会ホームページ(特殊車両通行許可制度について)
<http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/index.html>
※講習用資料(会員専用)をダウンロードしてから視聴してください。
※会員専用ページにアクセスするには、数字4桁のパスワードが必要となります。
(パスワードは全ト協機関紙「広報とらっく」にてご確認ください)

お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

ご案内

事故防止等教育用DVDの貸し出し

当協会では、会員向けに事故防止に関する教育用ビデオ、DVDの無料貸し出しを行っておりますので、是非ご活用ください。

新たに4本追加

あおり運転 ～加害者にも被害者にもならないために～ (16分)
一人のできる日常点検 (17分)
安全なプロトラックドライバーを育てる マナーとモラル〈応用編〉 (29分)
自分ルールを見直す (20分)



お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

整備管理者選任前研修

1. 実施日

日程	定員	申込期限
令和2年4月15日(水) 13:30~16:45	35名程度	4月8日(水)
// 7月14日(火) 13:30~16:45	90名程度	7月7日(火)
// 11月25日(水) 13:30~16:45	90名程度	11月18日(水)
令和3年2月17日(水) 13:30~16:45	35名程度	令和3年2月10日(水)

※受付は、13:15~13:30

2. 場 所 金沢市異業種研修会館2階 第2研修室(金沢市打木町東1400)

3. 対象者 自動車整備士の資格を有していない方で、整備管理者になられる方。

4. 申込み 石川運輸支局へ「申込書」を郵送又はFAXにてお申し込みください。

郵送	〒920-8213 金沢市直江東1-1 石川運輸支局 検査整備保安部門
FAX	076-208-6002

※「申込書」は、石川県トラック協会のホームページからダウンロードできます。

5. 注意事項
- ・受付時に本人確認のできる身分証(運転免許証等)を確認しますのでご持参ください。
 - ・当日は、筆記用具をご持参ください。
 - ・遅刻は認められませんので、時間に余裕をもってご参加ください。
 - ・研修は無料です。
 - ・都合等により定員に達した場合は受講日を変更して頂く場合がありますのでご了承頂くとともに、必ず連絡先を明記して頂くようお願いいたします。

お問合せ 石川運輸支局検査整備保安部門 TEL 076-208-6000 (代表)

※「2」をプッシュしてください



金沢第二支部

12日 第10回全体会議

金沢第二支部（操川一郎支部長）は、全体会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、「事業用トラックにおける交通事故の現状と防止対策」（講師／全日本トラック協会 吉田将一氏）をテーマに講習会を実施し、事故防止のポイントについて学びました。（金沢ゆめのゆ）



建設輸送部会

14日 第12回全体会議

建設輸送部会（稲岡利男部会長）は、全体会議を開催し、要望活動の結果報告を行ったほか、「労務トラブルの防止対策について」（講師／三村社会保険労務士事務所 三村正夫氏）をテーマに講習会を開催しました。（テルメ金沢）



陸災防

14日 東海北陸ブロック支部長・事務局長会議

陸災防石川県支部（中田徹支部長）は、金沢市内で開催された標記会議に出席し、労働災害防止に向けた次年度の事業計画などについて協議をしました。（ホテル日航金沢）

News Calendar

2月の
おもなNEWS

FEBRUARY 2020



青年部会

7日 青年経営者研修会

青年部会（山本外志男部会長）は、「健康経営」（講師／全国健康保険協会石川支部 川田一彦氏）をテーマに青年経営者を対象とした研修会を開催し、健康経営のメリットや取り組み方法などについて学びました。（香林坊アトリオ）



石ト協

9日 運行管理者試験事前講習会

トラック協会では、3月1日の運行管理者試験に向けた事前講習会を開催し、受講者は、講師が解説する問題のポイントや出題傾向など試験対策に取り組みました。（石川県トラック会館）



交通・環境対策委員会

21日 第143回交通・環境対策委員会

交通・環境対策委員会（山下洋介支部長）は、会議を開催し、次年度の事業計画や助成事業などについて協議をしました。（石川県トラック会館）



青年部会

21日 全ト協青年部会全国大会

青年部会（山本外志男部会長）は、東京都で開催された全日本トラック協会青年部会全国大会に参加し、全国の青年経営者らと交流を営みました。（京王プラザホテル）



石川支部

21日 第10回全体会議・第29回運営委員会

石川支部（久安常信支部長）は、全体会議を開催し、「事故防止対策について」（講師/中部交通共済 源田泰彦氏）をテーマに講習会を開催しました。（のとや）



加南支部

19日 第10回全体会議

加南支部（小前田彰支部長）は、全体会議（労務研修会）を開催し、「ハラスメント防止」（講師/あいおいニッセイ同和損保 横広重道氏）をテーマに研修を行いました。（ホテルビナリKOMATU セントレ）



適正化実施機関

20日 運輸支局と月例会議

適正化実施機関は、石川運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や行政処分状況など諸課題について情報交換をしました。（石川県トラック会館）



陸災防

20日 荷役災害防止指導者教育

陸災防石川県支部（中田徹支部長）は、労災事故の多くが荷主先で発生していることから、荷主担当者らを対象とした労災防止に向けた講習会を開催しました。（石川県トラック会館）

新たに運転者を雇い入れた場合には！

STEP.1



過去3年間の事故歴の把握
(運転記録証明書等)

事故なし

事故あり

65歳未満

65歳以上

STEP.2



初任診断

過去3年間に初任診断を受診していた場合は除く。



適齢診断



特定診断

当協会主催
「初任運転者指導
講習会」
P7 参照

STEP.3



初任運転者特別指導

過去3年間に事業用自動車の
運転者として選任されてい
た場合は除く。



適齢運転者特別指導

+



初任運転者特別指導
(該当する場合)



事故惹起運転者特別指導

+



適齢運転者特別指導
(該当する場合)

+



初任運転者特別指導
(該当する場合)



実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。



この他、雇入時健康診断を受診 ※過去3ヶ月以内に受診した場合は除く。

全日本トラック協会

トラック運送業界の景況(速報)～令和元年10月～12月期～

共通の概況①：今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

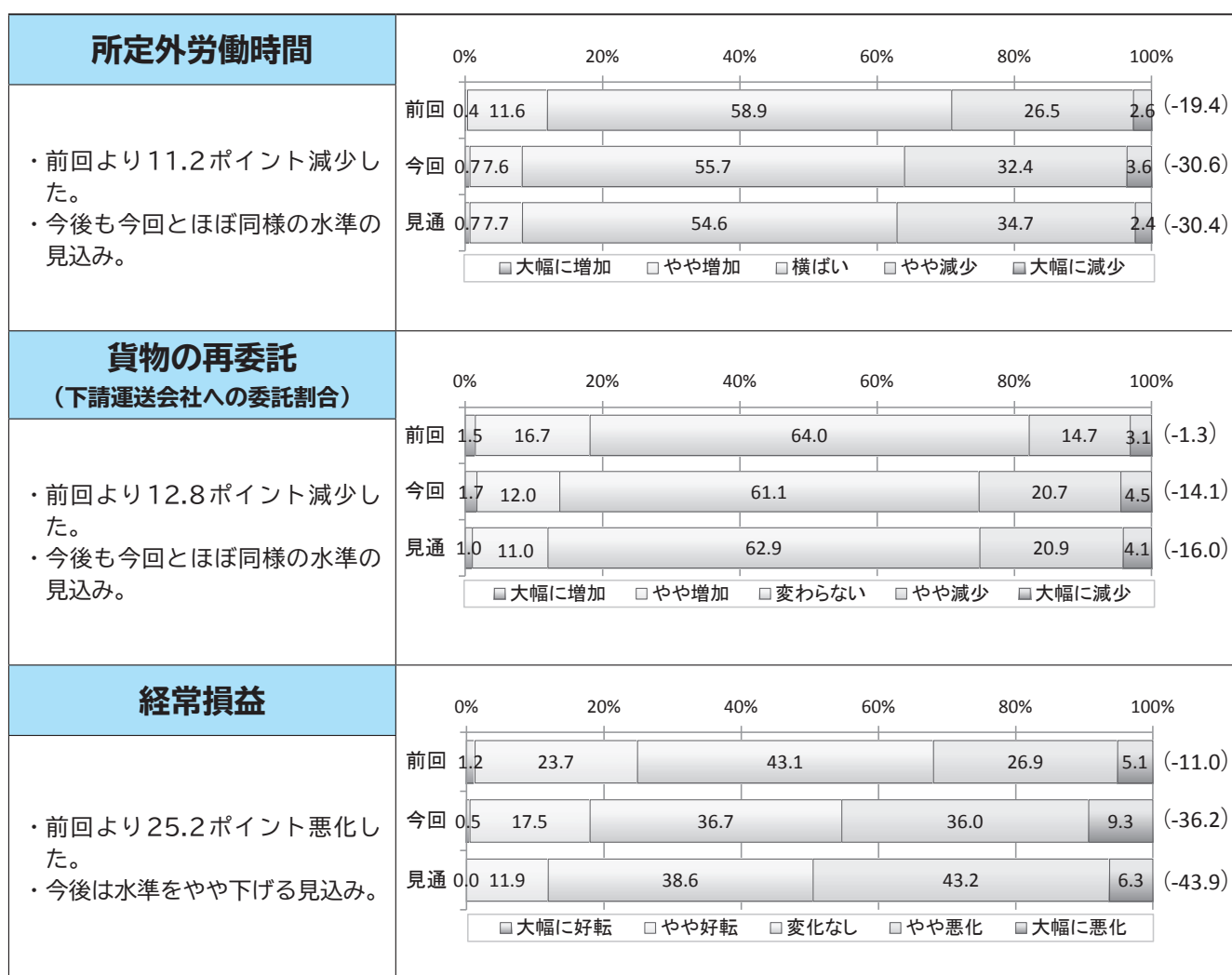
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲28.7(前回▲6.4)と22.3ポイント悪化、実車率は▲28.4(前回▲5.3)と23.1ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は悪化した。 ・採用状況は▲7.5(前回▲3.2)と4.3ポイント低下。雇用状況(労働力の不足感)は81.8(前回85.0)と3.2ポイント低下し、労働力の不足感は弱まった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲33.5(今回▲28.7)と4.8ポイント悪化、実車率は▲31.8(今回▲28.4)と3.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。 ・採用状況は▲17.7(今回▲7.5)と10.2ポイント低下する見込みである。雇用状況(労働力の不足感)は90.1(今回81.8)と8.3ポイント上昇し、労働力の不足感は強まる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.9 19.4 55.8 20.1 3.7 (-6.4)</p> <p>今回 1.0 11.5 51.1 30.4 5.9 (-28.7)</p> <p>見通 0.7 8.3 52.9 33.0 5.1 (-33.5)</p> <p>■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや低下 ■大幅に低下</p>
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.9 17.5 60.0 18.9 2.8 (-5.3)</p> <p>今回 0.7 10.4 54.5 28.9 5.6 (-28.4)</p> <p>見通 0.2 9.0 54.8 31.0 5.1 (-31.8)</p> <p>■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや低下 ■大幅に低下</p>
採用状況	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.6 17.7 59.7 18.0 3.0 (-3.2)</p> <p>今回 1.0 15.3 62.2 18.1 3.4 (-7.5)</p> <p>見通 0.3 12.3 61.4 21.2 4.8 (-17.7)</p> <p>■大幅に増加 ■やや増加 ■変わらない ■やや減少 ■大幅に減少</p>
雇用状況 (労働力の不足感)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 21.3 45.7 30.2 0.5 2.3 (85.0)</p> <p>今回 19.7 44.3 34.3 0.2 1.5 (81.8)</p> <p>見通 24.1 43.9 29.9 0.0 2.0 (90.1)</p> <p>■不足 ■やや不足 ■適当 ■やや過剰 ■過剰</p>

(注4) 雇用状況については、上段は前回(R1.7月～9月期)の状況、中段は今回(R1.10月～12月期)の状況、下段は今後(R2.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

共通の概況②：今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲30.6(前回▲19.4)と11.2ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.1(前回▲1.3)と12.8ポイント減少した。 ・経常損益は▲36.2(前回▲11.0)と25.2ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲30.4(今回▲30.6)と0.2ポイント増加、貨物の再委託は▲16.0(今回14.1)と1.9ポイント減少する見込みである。 ・経常損益は▲43.9(今回▲36.2)と7.7ポイント悪化し、経常損益の水準は落込む見込みである。



【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第108回調査は、令和2年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年1月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
69	563	591

※一部回答事業者の重複あり



詳細版については、当協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME > 最新情報

国土交通省 台風等による異常気象時下における輸送の目安を設定

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しており、このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、こうした状況を踏まえ、国土交通省では、台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を下記のとおり定めました。(2月28日施行)

通達に定める内容

(1) 輸送の目安等

下記のとおり、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について定める。

(2) 輸送を中止した場合の対応等

運送事業者等が気象情報等から輸送を中止することとした場合には、直ちに荷主等へ報告する旨や、安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省に設置する「意見募集窓口」等に通報いただきたい旨について定める。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安 [※]
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h 以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常ので速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s 以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)」に基づき行政処分を行う。

EVENT CALENDAR 3月の行事予定

3日(火)	第104回広報委員会（石川県トラック会館）
5日(木)	全ト協理事会・適正化本部長会議等（東京都）
7日(土)	第2回集団健診①（石川県トラック会館）
9日(月)	第2回集団健診②（石川県トラック会館）
11日(水)	第60回正副会長会・第60回総務委員会合同会議（石川県トラック会館） 第334回理事会・第309回交付金運営委員会合同会議（ " " ）
17日(火)	金沢第三支部第21回運営委員会（石川県トラック会館）
18日(水)	加南支部第26回運営委員会（ホテルビナリオKOMATSUセントレ）
19日(木)	金沢第二支部第22回運営委員会（金沢市）
23日(月)	能登支部第19回運営委員会（能登食祭市場） 石川運輸支局・適正化実施機関月例会議（石川県トラック会館）
26日(木)	石川労働局・適正化実施機関連絡会議（石川県トラック会館） 石川支部第30回運営委員会（グランドホテル白山）
30日(月)	石川県交通実験協議会（石川県庁）

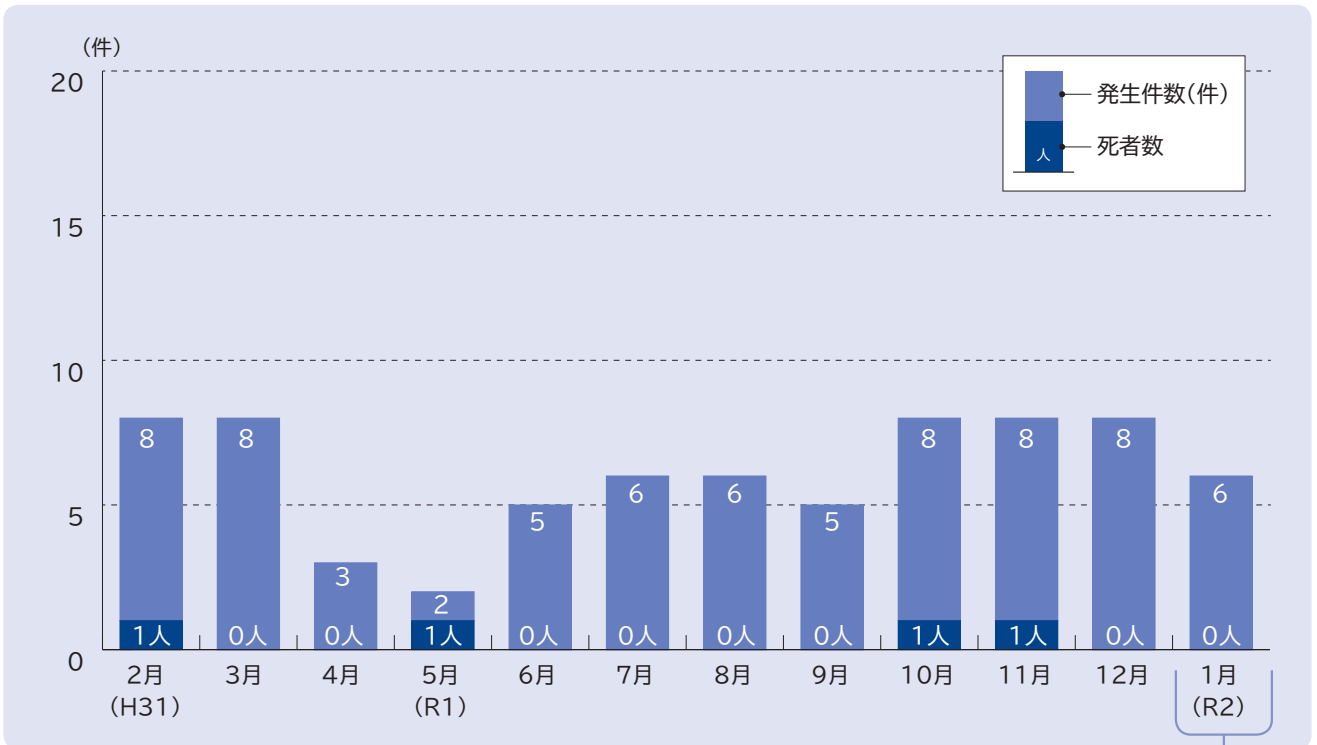
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
13	7	大友運送(株) 小松営業所	事業者名	大友ロジスティクスセンターサービス(株) 小松営業所
39	15	飛驒運輸(株) 金沢支店	代表者名	永家利幸



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和2年事故類型別発生状況(1月)

	人对車両	車両相互							車両単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	0(±0)	4(+2)	1(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(-4)	1(±0)	0(±0)	6(-2)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

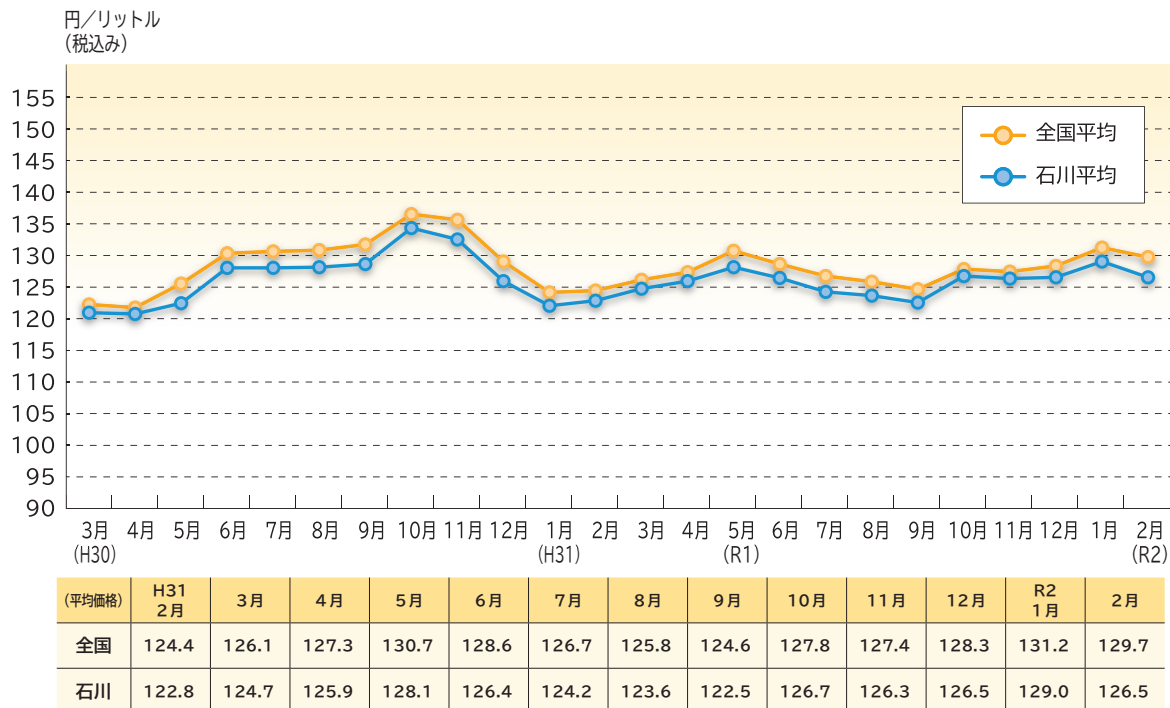
石川県内全車種(乗用車含む) 令和2年交通事故発生状況 1月(増減)

発生件数	死者数(人)
198 (+1)	7(+5)



軽油価格情報

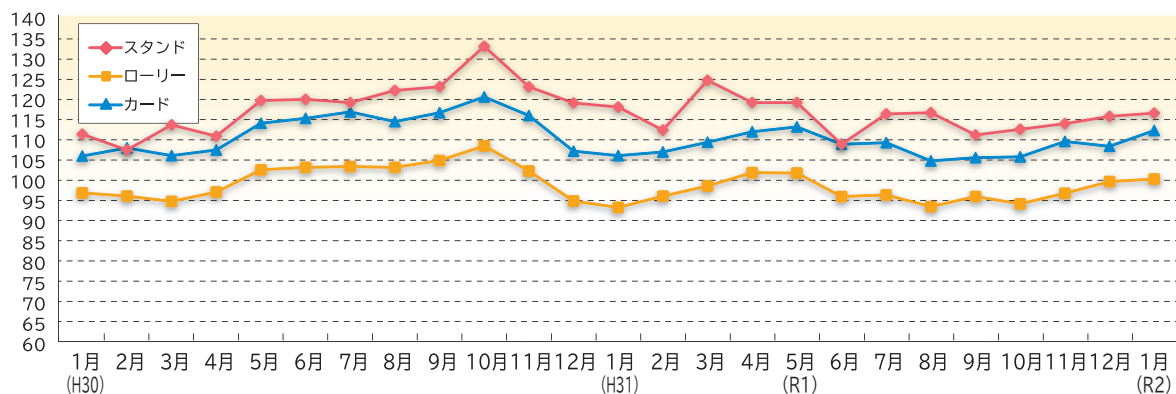
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H31 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月
スタンド	117.6	111.9	124.2	118.7	118.7	108.4	115.9	116.2	110.7	112.1	113.5	115.3	116.1
ローリー	92.8	95.6	98.1	101.4	101.3	95.5	95.9	93.0	95.5	93.7	96.3	99.2	99.8
カード	105.6	106.5	108.9	111.5	112.7	108.4	108.8	104.3	105.1	105.3	109.1	107.9	111.8
値上げ 要請額	2.6 (10社)	1.6 (11社)	2.4 (14社)	2.1 (10社)	1.1 (7社)	0.7 (10社)	1.2 (11社)	1.0 (2社)	2.4 (6社)	0.7 (6社)	1.4 (7社)	2.3 (10社)	1.1 (9社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。() 内は、要請のあった事業者数。

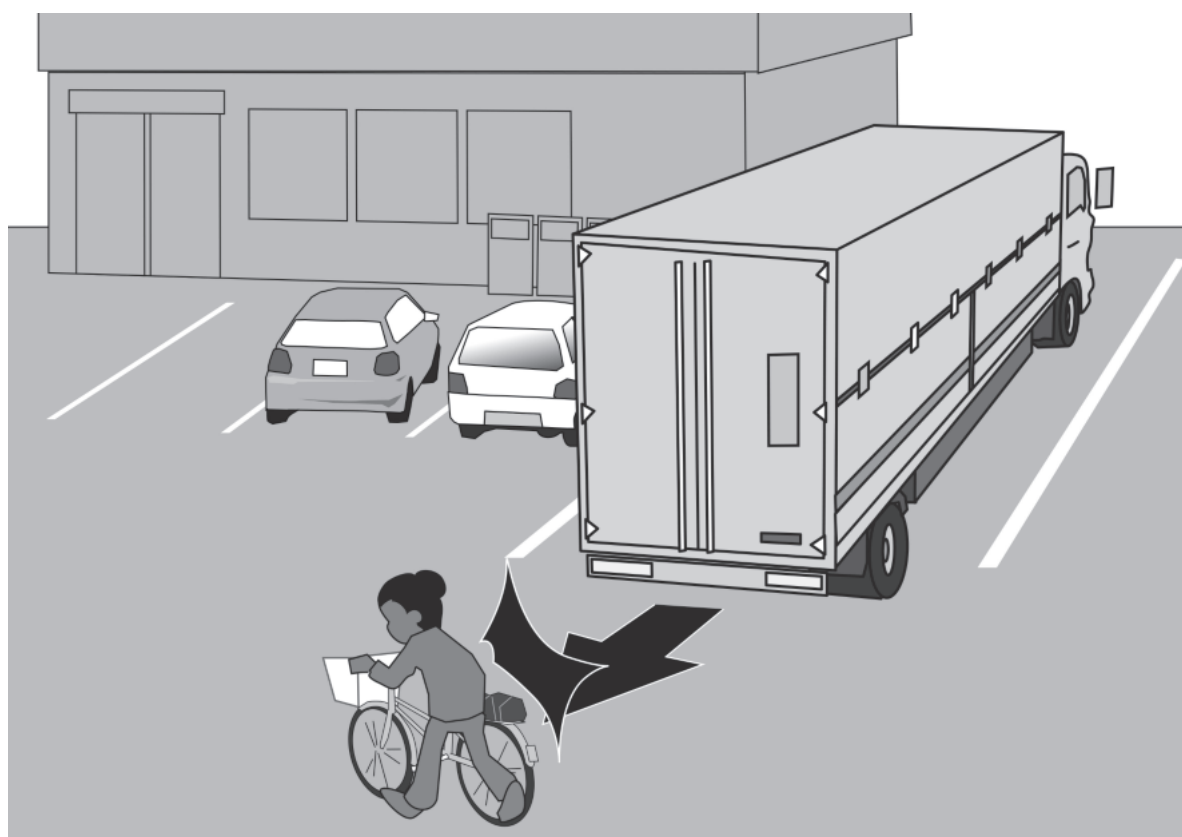
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 86

駐車場でバックの際、自転車と接触

事故の概要

- 発生日時 11月26日(火) 午後3時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が配達先の店舗駐車場でバックして向きを変えようとしたところ、トラック後方にいた自転車をひいて重傷を負わせたもの。
- 事故当事者 男性38歳 相手側 女性63歳
- 事故原因 運転者は配達先の店舗で納品を済ませ、駐車場でバックし、向きを変えて道路に出るつもりでした。バックし始めた際、衝撃を感じ、かつ後輪が何かに乗り上げたように感じました。不審に思い、元の位置に戻り停止し、後方を見にいくと自転車と女性が倒れていました。ミラーに何も映っていなかったため、運転者は何もいないと思いバックしたところ、トラックの真後ろにいた自転車の女性をひいてしまったのです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

63歳女子後遺障害6級

総損害額 3,850万円

■被害概要

- ・被害者の職業 専業主婦
- ・被害状況 右膝蓋骨骨折、右腓骨、脛骨骨折ほか入院6ヶ月・通院5ヶ月

■損害額内容

・治療費	800万円
・逸失利益	1,750万円
・慰謝料	1,000万円
・家屋改造費	300万円
計	3,850万円

■運転者について

180日の運転免許停止の処分を受けました。

被害者について

被害者は夫と二人暮らしでした。被害者には右足をほぼ動かさない障害が残りました。この事故に遭う前までは、近所の友達とおしゃべりしながらのウォーキングを楽しんだり、月に一度くらいハイキングに出かけたりしていました。また、家庭菜園も楽しい趣味のひとつでした。事故現場のコンビニは自宅から近く度々利用しており、まさかそこで事故に遭うとは思っていませんでした。

入院中はもちろんのこと、退院して家に帰ってからも夫や息子夫婦・娘夫婦が献身的に介護にあたり、被害者は家族にいたく感謝しているそうです。特に何かを手伝えるわけではないですが、3歳と5歳の孫たちが来て、被害者の話し相手になったり遊び相手になったりしたことは、精神的に救われたと被害者は話しています。加害者となった運転者も会社の社長と共に、事故当初の謝罪から何度もお見舞いに出向き、何度も頭を下げ、その誠実さに被害者側も「お気持ちはよくわかりました。これからは同じような事故を起こさないでくださいね」との言葉を加害者と社長に伝えました。事故後の被害者に対する対応も大切なことです。

この事故から学ぶ事

運転者は、週に3、4度はその店舗に納品に立ち寄っていました。その日もいつもの駐車場所に前向きで駐車し、小さなダンボール箱数個を抱え、店舗カウンターにて納品を済ませました。トラック後部の扉は荷物を取り出した時に閉めたので、そのまま運転席に座ってミラーで左右を確認してバックしました。しかし、トラックの真後ろの自転車の女性には気づかず、ひいてしまったのです。

今回の事故で、ミラーだけでは見えない死角がトラックには多くあるということが、あらためてわかりました。それはバック事故が起こると必ず言われることです。それでも、毎年バック事故は数多く発生しています。後方の安全確認をおろそかにしたばかりに重大な結果を招くことがあります。バックする際は必ず運転席から降りて、運転者自身が後方の安全を目視で確認してから後退動作に移ることが肝心であり、たとえバックモニターやセンサー等を取り付けていたとしても、運転者自身の目視に勝るものではないのです。

トラックの真後ろは死角になり、ミラーのみでは確認できません。どんなに急いでいたとしても後退時には、必ず下車して車両のまわりを一周し、目視で安全確認しましょう。

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部



今月の
BEST SHOT!
ベストショット

「誇りを胸に!!~物流の未来へ~」をテーマに東京都で開催された全日本トラック協会青年部会全国大会。当協会青年部会から12名が参加し、全国の青年経営者らと交流を図りました。(2月21日/京王プラザホテル)

旬の

「じわもん」
味わいまっし!

JIWAMON

おどり食いが人気
「いさざ」

能登の穴水湾岸に、透明な小魚を見ることができれば、春の到来です。

石川県で、「いさざ」、加賀では「すべり」と言われていますが、全国では、シロウオの名が一般的です。

各地で親しまれており、細長く透き通った皮膚に骨と黒い斑点が浮かび上がり、綺麗な姿をしています。踊りはねるままを頂く、いわゆる「踊り食い」が、有名で春の珍味です。穴水町では、旬のいさざ料理のフルコースも期間内で食することができるので、問い合わせてみてはいかがでしょうか。春を告げる珍味いさざを楽しみましょう。

